

とうきょうとしょうがいしゃしきくすいしんきょうぎかいじょうれい いちぶかいせい  
**東京都障害者施策推進協議会条例の一部改正について**

1 **改正理由**

「障害者基本法」の一部改正において、地方障害者施策推進協議会の名称が「審議会その他の合議制の機関」に改正されるとともに、所掌事項に「施策の実施状況を監視すること」が加えられた。  
 上記法改正の内容に基づき、本条例の関連規定について、上記の所掌事項を加えるほか、諸規定の整備を行う。

2 **改正概要**

改正後の協議会の内容

- 名称：東京都障害者施策推進協議会【変更なし】
- 委員の構成：20人以内(関係行政機関職員、学識経験者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、等)【変更なし】
- 所掌事項【一部改正】
  - ・ 障害者計画の策定・変更に当たっての意見
  - ・ 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議、**その施策の実施状況の監視**
  - ・ 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議

改正法の内容

- 名称：審議会その他の合議制の機関(名称は個々の地方公共団体の判断)
- 委員の構成：当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう配慮
- 所掌事項【一部改正】
  - ・ 障害者計画の策定・変更に当たっての意見
  - ・ 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議、**その施策の実施状況の監視**
  - ・ 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議

